

○議員 4 番 内海 猛年君

4 番、内海です。通告書によりまして、一般質問を行います。

まず件名、介護保険についてでございます。要旨 1 点目、福岡県高齢者保健福祉計画第 6 次において、芦屋町に 80 床の施設整備が付与されました。24 年度は公募が不調に終わり、25 年度は不採択となり、また、25 年第 4 回定例会では特別養護老人ホーム設置に関する意見書を採択するなど、いろいろな過程を踏まえた中で、27 年 11 月に山鹿大君にソレイユ芦屋が開設いたしました。

第 6 次の平成 24 年度福岡県施設整備計画申請時には、100 名程度の入所待機者がいると伺っております。現在、まつかぜ荘、ソレイユ芦屋も現時点で満床と聞いておりますが、待機者の状況について、まず最初にお尋ねします。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

特養への入所を希望されている待機者数につきましては、8 月下旬に確認させていただきました。まず、ソレイユ芦屋につきましては、定員が 80 人のうち 79 人が入所され、9 月上旬には満床になる見込みとのことであり、現時点では 27 名の方が待機者として登録されておられます。

まつかぜ荘につきましては、福岡県介護保険広域連合が保険者でなければ入所できない地域密着型特養 20 床については満床で 10 名の待機者、保険者がどこの市町村であろうとも入所が可能な広域型特養 50 床についても満床で、45 名の待機者がおられます。うち数名が、双方の特養に申し込みをされておりますので、待機者としては重複しております。

なお、この数字は特例入所の対象となる要介護 1、2 の方も含まれておられます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 4 番 内海 猛年君

例えば、ソレイユのほうで 27 名、まつかぜ荘のほうで合わせて 55 名、合計いたしますと 82 名の方が重複の件もございますけれども、待機されているということでございますが、この中で、この 82 名の数字の把握につきまして、これは芦屋町で把握しているものなのか、またはまつかぜ荘とソレイユの施設からの聞き取りによるものなのか、どちらでしょうか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

平成 28 年第 3 回定例会（内海猛年議員一般質問）

この数字につきましては、議員、申されました後者のほうでございまして、それぞれ聞き取りによって把握しております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 4 番 内海 猛年君

そうしますと、特別養護老人ホームは町外者であろうと入所が可能ということであれば、芦屋の方が郡内どこかの施設にも申し込まれている可能性もあるわけですね。そうしたら、今の 82 名の方の待機者という数字が若干ふえるのではないかと思います、その点はどうか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

この 82 名と言われる方は、ひょっとしたら、ひょっとしたらというのはおかしいんですけども、ソレイユに申し込まれている方もおられます。まつかぜ荘の地域密着型、広域型、両方申し込まれている方もおられますので、例えば 1 人とすれば、3カ所申し込むことも可能でございます。広域連合の制度としましてですね。それともう 1 つは芦屋町の特養には申し込まないで、例えば息子さんが町外におられる場合は、息子さんがおられるところの近くの特養に申し込んでおられるということで、実態としてはその 82 名の数が、これよりも少ないとか、多いとか言える状況では、ちょっと私どものほうではその数字は把握できないというのが現実でございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 4 番 内海 猛年君

それでは今、まつかぜ荘とソレイユのほうからの聞き取りで 82 名という数字を御回答いただきましたけども、町外者の方も当然おられると思いますが、この中で芦屋町の在住の方につきましては、何名ほどおられますか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

ソレイユのほうにつきましては、数というのは正確にちょっと教えていただけなかったんですけども、多くは町外の方ですということだけは聞いております。

平成 28 年第 3 回定例会（内海猛年議員一般質問）

まつかぜ荘につきましては、地域密着型特養につきましては 10 人のうち 6 人が芦屋の方、それから、広域型特養につきましては 45 人のうち 30 人が芦屋の方ということで聞いております。以上でございます。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 4 番 内海 猛年君

今、ソレイユのほうはちょっとわからないということですが、まつかぜ荘だけでも 36 名の方が町内の方で待機されているというような状況でございます。

芦屋町の 65 歳以上の高齢化率を見ますと、26 年 3 月末で 27.2%、27 年 3 月末では 28.3%、ことし 28 年 3 月末では 29.5%と年々増加傾向にあります。また、第 6 期の芦屋町高齢者福祉計画による団塊の世代が 75 才を迎える平成 37 年には 32.4%と予測されております。これは、芦屋町の人口の 3 人に 1 人が 65 歳以上を迎えるということになります。そうなりますと、ますますこの特別養護老人ホーム等の需要も高まってくると思われましても、今後の取り組みについてお尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

まずは今後の取り組みっていうときに、ちょっと幅が広うございますので、まず、施設型についてお話をさせていただきたいと思えます。

施設型、この特養を含めまして、グループホームですね、こういった介護保険を使って施設型の入所施設をつくる場合には、総量規制というものがございまして、福岡県のほうで数字を、市町村ごとに必要数を算出いたしまして、その数字が出ないと設置というのが認められませんので、これは 3 年ごとのいわゆる高齢者福祉計画、福岡県が策定してまいりますけれども、このときに数字があわせて出ますもので、この状況を見て施設整備に関しては、検討していくと。その数字の根拠となるものなんですけれども、先ほどの待機者との関連もございまして、福岡県は高齢者福祉計画をつくるときは、県全域におきまして、いわゆる重複申し込み、こういった方はダブルカウントを少し除いた中で前回 100 名程度おられますということで、第 6 期高齢者福祉計画の中で特養 80 床を位置づけ、整備したということなんですけれども、今後の施設整備に関しましては、そういう県のほうでですね、数字が出まして、それからじゃないとちょっと具体的な必要数、整備のあり方というのが検討できないかなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 4 番 内海 猛年君

最終的には待機者の人数等の把握は必要だということでございますし、また県との調整も当然出てこうかと思っております。どれにしても高齢化が進む中で、高齢者の方々がやっぱり安心していろいろな形で生活できる体制づくりは必ず必要だと思っておりますので、十分遅れがないように対処していただきたいと思っております。

また、介護保険法の改正によりまして、27年4月より特別養護老人ホームの入所基準が要介護1以上から原則として要介護3以上に変更されております。要介護1、2の方の入所が大変難しくなっておりますが、入所できていない要介護者の御家族の負担は、現在どのような問題点があるかお尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

要介護1、2に関しましては、特養の入所が基本的にはできないということになっておりますので、その方はどこに向うかと申しますと、やっぱり在宅というお話になりますので、このいわゆる在宅介護の充実、これに関して今後課題と対策を取っていく必要があるというふうに考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 4 番 内海 猛年君

当然、在宅ということになりますと、家庭での負担が大分ふえてくると思います。そういうような中で、今後取り組むべきものが要旨3点目のほうでちょっとうたっておりますので、後ほどまた再度質問させていただきます。

それでは続きまして、要旨2点目でございます。

特養の入所費用は、一般的に個室で13万円から15万円、多床室で8万円から13万円くらいと聞いております。国民年金は満額で78万円、月額で6万5,000円になります。今、申しました一般的な多床室の入所費用8万円から15万に照らし合わせても入所ができる収入ではありません。このことは多くの町民の方々が不安に感じておられます。

そこで低所得者の入所ができるのか。また、できるとすれば入所に対する補助金はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

特養に入所する場合がございますが、所得の状況によりまして、かかった介護サービス費用の 1 割または 2 割の自己負担に加え、食費、居住費が必要になります。また、別に日用品等購入に係る日常生活費を加えたものが利用者負担額となります。

町内にあります特養の主な居室は、数人で一部屋を利用する多床室と個室で構成されているユニット型の 2 種類あり、居住費はユニット型が高くなっています。

具体的な入所費用を試算して説明したいと思います。設定条件として、年齢が 70 歳以上で単身、市町村民税が非課税で国民年金の老齢基礎年金受給者であって、介護度は 5、居住費が多床室よりも高いユニット型に入所するというふうに仮定します。老齢基礎年金を満額受け取っておられる方の 1 年間の年金額は約 78 万円、月額にすると約 6 万 5,000 円でございます。この場合は、介護サービスの利用者負担段階では、第 2 段階に該当することになります。

まず、要介護 5 の方の平均的な介護サービス月額 1 割の利用者負担分が約 2 万 9,600 円、次に居住費及び食費については、利用者負担段階により 1 日当たりの入所者の負担限度額が決まっており、第 2 段階の場合は、居住費は 1,970 円のところが 820 円、食費は 1,380 円のところが 390 円ですので、30 日分の居住費及び食費の月額は 3 万 6,300 円となります。

これらを合計すると 6 万 5,900 円となりますが、介護サービス費用については利用者負担額の月額の限度額が決めており、当該者の場合は限度額が 1 万 5,000 円ですので、保険者である福岡県介護保険広域連合に申請することにより 2 万 9,600 円との差額 1 万 4,600 円が支給され、支払い額は 5 万 1,300 円となります。日常生活用品等の購入に係る日常生活費は、別に必要になります。

また、医療もあわせて使用した場合、医療費と介護費用を合算した場合の利用者の年間の負担限度額が決まっており、保険者に申請することにより支払った差額が後から支給されます。この方の場合、合算した年間の負担限度額が 19 万円ですので、月額にすると約 1 万 5,800 円となります。したがって、特養に入所して介護も医療も利用した場合、居住費及び食費の合計額 3 万 6,300 円との合計 5 万 2,100 円が必要になります。同様に、必要に応じて日常生活費が別途必要になります。なお、配偶者が住民税課税者である場合、単身で 1,000 万円以上、夫婦で 2,000 万円以上の場合も含むんですけど、預貯金がある場合は、食費と居住費の補助はございません。

このようなことから、特別養護老人ホームについては、低所得者の方であっても入所は可能でございます。介護保険では、低所得者の方に対して居住費や食費について 1 日当たりの負担限度額の設定、介護サービス費についても月額の利用者負担限度額が設定され、それぞれ補助がなさ

平成 28 年第 3 回定例会（内海猛年議員一般質問）

れている仕組みになっております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 4 番 内海 猛年君

今、単身の国民年金受給者という設定の中で、事例を示され、総額で介護と医療を含めても 5 万 2, 1 0 0 円という数字が出ております。6 万 5, 0 0 0 円の受給者であっても特養に入所できるという御回答のようでございますので、住民の方々、大変安心するかと思っております。

先ほど、減額といたしますか、補助制度があるということでございますけども、この補助制度の使い方といたしますか、入所の段階で個人的に本人がどこか連合会に申し込むものなのか、その辺の手続的なものが、もしわかれば、教えていただきたいと思っております。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

まず、食費と居住費ですね、これにつきましては施設を通して申請すれば、入所していただければ、すぐ申請をしていただくということになります。入ったその当該月から申請していただかないとですね、過ぎたものについては、減免がききませんので、そこだけちょっと御注意点ということでしたいただければ。これは一般的にはケアマネージャーとかと確認をすれば漏れはないかなというふうに思っています。

それから、月額の内訳の介護給付費を 1 万 5, 0 0 0 円がこちらの場合は限度額ですよと言ったんですけど、これは月が終わってみないとどれだけ給付されたというのがわかりませんので、それは月が終わった翌月以降ですね、介護保険の広域連合からはがきなり、封筒なりで勧奨が来まして、高額のサービス限度額を適応されますのでということで、申請をしてくださいということで御案内が来ますので、これについても基本的には漏れがないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 4 番 内海 猛年君

ただいまの御説明の中で、先ほど申し上げましたように、低所得者の方も入所が可能ということでございますので、大変嬉しく思っております。

それでは続きまして、要旨 3 点目のほうに移らせていただきます。

介護保険法の改正により、要支援者 1、2 に対するデイサービス（通所介護）とホームヘルプ

平成 28 年第 3 回定例会（内海猛年議員一般質問）

サービス（訪問介護）を介護保険給付の対象から切り離し、30年4月までに市町村の総合事業（介護予防・日常生活支援事業）に移行することになっていましたが、郡内4町は28年4月より同時に総合事業を行っていると聞いています。この移行に伴って利用者へのサービス低下等の問題は発生していないのかお尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

要支援の認定を持たれている方につきましては、28年度から介護保険の認定の切りかえに際し、訪問看護等従来の介護予防給付を必要とするか、あるいは総合事業の現行相当のサービス利用や緩和された基準のサービスとしての利用をするのかをケアマネージャーが本人や家族等の意向を確認した上で、更新等の手続を進めております。

また、福祉課の窓口に来られ、新しく何らかの介護サービスの利用を希望される方につきましては、本人等から聞き取りまたはチェックリストに基づき要介護認定申請を行って、介護や予防給付を行うことが適切か、総合事業の対象者としてサービスを提供するか対応しております。

サービス低下に対する問題はないかということでございますが、ケアマネージャー及び福祉課窓口での対応においては、介護保険制度の自立支援という趣旨のもと、本人や家族等が希望するサービスについて確認させていただいておりますので、これまでのところ苦情等はございません。

それでは4月から7月までの総合事業に関する実績を御説明申し上げます。

まず、福祉課の窓口に来られた方で、新しく総合事業のサービスの利用を始められた方は2名で、双方とも通所介護において緩和した基準のサービスを御利用されています。

次に、既に要支援の認定をお持ちの方については、6月の更新時期から随時振り分けをさせていただき、7月までに更新期限の到来した約80名の状況は、要支援の認定更新をせずに総合事業を利用している方は3名、認定更新をした上で総合事業を利用している方は31名でございます。したがって、残り49名の方が訪問看護、通所リハビリ、福祉用具の貸与等を利用するため、従来の介護保険制度で対応する予防給付を受けております。

なお、要支援の認定を受けて何らかのサービスを利用されている方は約230人おられますので、来年の5月までに残りの方について、総合事業への振り分けを行っていくことになります。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 4番 内海 猛年君

今のお答えの中では、要支援の方々が市町村に移行してもスムーズにしているという状況で

平成 28 年第 3 回定例会（内海猛年議員一般質問）

ございますが、ただ一つになりますのは、今回のこの改正の中でサービス料と言いますか、この分が業者、要するに介護事業者ですね、事業者のほうの部分についても若干減額と言いますか、その辺があるんじゃないかというお話を聞いていますけども。要するにサービスの中身が、要するに受ける方はいいかもわからんけども、要するに今度はサービスを提供する事業者のほう若干のそのサービス低下を行って、今までどおり提供するというような話も若干聞いていますけど、その辺の取り組みについてはいかがでしょう。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

ただいま取り組みと申しましたけど、いわゆるサービスの質が低下したということにつきましてはですね、私どものほうにそういったお話は届いておりません。それと、サービスを提供する介護事業者ですね、これにつきましては、芦屋町の介護事業者連絡協議会というのがございまして、これを定期的開催しております、研修、そういったものを通じてですね、いわゆる介護の質、地域福祉の質を上げようということで、地域包括支援センターが音頭を取ってですね、住民の皆さんに迷惑を及ぼさないようにということで、そういう取り組みは行っておりますけども、最初申し上げましたように、サービスの質の低下があったとかというような報告はないので、それに対する対応というのは特段行っていないというのが現状でございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 4 番 内海 猛年君

これはよく世間で言われていますけども、要するに、当然、国の方向は給付費の引き下げが主な用途でございます。そうしますと、当然、市町村に移行した場合に、市町村もやはり財政的なものが厳しい中で今までどおりのサービスができるかという懸念もございまして、今お答えの中では、芦屋町においてはそういうようなサービス低下は行われていないと。要介護 1、2 の、要支援 1、2 の方についてもスムーズに移行しているし、またサービスの内容についても従来の保険給付の対象になっていた部分と変わらないということでございますので、安心しております。

そこで、介護保険法の改正による市町村への移行のポイントですけども、先ほど申し上げましたように、予防給付の見直しと生活サービスの充実ということが上げられております。予防給付の見直しとしては介護事業者への報酬の引き下げ。お尋ねしてはありますが、これは該当しないということでございますけども、これが上げられております。それから、生活サービスの充実につきましては、介護事業所による既存のサービスに加えて NPO、民間企業、ボランティアなどを活

平成 28 年第 3 回定例会（内海猛年議員一般質問）

用した高齢者支援を進めるという内容になっております。

私は 25 年の第 4 回の定例会で、このように市町村に移行された場合に「ボランティアが育ちにくい環境の中で、ボランティアの育成はどのようにしていくのか。」という御質問をさせていただきました。そのときの答弁が「国のガイドラインが示される見込みであり、検討資料にはボランティアのコーディネーターを配置した上で、ボランティアの発掘や養成、組織化を図る案が示されている。」という御回答がありました。今後、高齢者の支援を進める上では、当然このボランティアという捉え方、大変重要になってこようかと思いますが、現時点でボランティアの育成はどのように取り組まれているのかお尋ねします。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

ただいまのボランティアの育成というところにポイントを当てる、もうちょっと全体的な、まずお話をさせていただきたいと思うんですけども。いわゆる総合事業というのは、議員さんが御指摘ございましたように 30 年 4 月までにやらないといけないということで、遠賀郡 4 町につきましては、緩和された基準のサービスということで、本年 4 月から取り組んでおりますので、その点については国の縛りというのはクリアされております。今後は地域包括ケアシステムの構築を踏まえて、訪問介護及び通所介護においては、総合事業の構成に提示されています住民主体の支援、いわゆる議員さん言われたサービス B です。ここをつくっていきなさいというのが、言っておりますので、その他のサービスに取り組んでいく必要があるわけでございます。この住民主体の支援の仕組みづくりに向けては、本町では 27 年度から社会福祉協議会に包括的支援委託を行って、生活支援コーディネーターをまず置いたということです。そして、町とともに検討を進めながら、町の附属機関でございます芦屋町地域福祉推進委員会で検討を進めてきたというのが一つの経過です。

その結果、今、一定の方向性としては、一つは、地域における関係づくりを促進し、任意ではございますけれども、地縁等による助け合い活動を進めること。二つ目は、掃除や洗濯を初めとした生活分野の支援サービスについて、例えば会員制等によって、有償でサービスを提供する方向性というのは出しております。

今後ですね、これらの事業は、先進地の調査、検討チーム等で議論して、関係機関や関係団体等と調整した上で、そのボランティアをつくるために、今後、住民の理解を得るため、ワークショップ等を開催していくというのが今後の考えているところです。したがって、個々具体的にボランティアをこういうふう育てていくという、具体的な計画は現段階では策定しておりません。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 4 番 内海 猛年君

今の御答弁の中で、社会福祉協議会等々の協議を進めながらやっていくということでございますけども、やはり一番動いていただく方々が重要になろうかと思っています。計画をただけで、動かない状況では何なりませんので、その辺は協議を進めた中で十分に煮詰めていただき、できるだけ動ける方々の採用と言いますか、要請を募っていただければと思っております。特にいろいろ問題になっていますけれども、地域で見守るということになれば、当然、自治区の加入の促進も影響してくるかと思っておりますので、その辺もあわせてお願いいたします。

要支援から要介護の重症化、重度化を防ぐ中でも、このサービス内容の充実とか見回り等が大変必要かと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

ここで、1 点だけちょっと御紹介させていただきます。

毎年 4 割の要支援認定者が介護保険を卒業するなど全国的な実績を上げている埼玉県和光市というのがございます。これは全国的にも知られておりまして、国のほうからも視察に来ているような状況でございます。芦屋町は要介護認定率、現在で 19.9%、和光市は 10.2%、全国平均は 17.4%で、全国平均を大きく下回っております。

和光市の取り組みの特徴といたしましては、要するに要介護になる前の介護予防に力を入れることだそうです。従来は要介護・要支援の状態になった場合に、その方々にどのように手厚いサービスをするかということ念頭に置いていましたけども、そうじゃなくて、要介護、要支援になる前の前段の中で、いろいろな取り組み、ケアを重視することになっております。取り組みの 3 点ほど事例を紹介させていただきます。

まず取り組みの主な 1 点目といたしましては、住民に対して介護保険の理念を理解してもらうために、地道な取り組みを行ってきたこと。粘り強く情報発信や個別の説明をしていくこと。保険者、介護サービス事業者、住民の 3 者での意義共有を図ったことだそうです。

2 点目はルーレットやトランプが楽しめるアミューズメントカジノ、それから先ほど、前半の御質問で川上議員がちょっと言われました「オレンジカフェ」、こういうような喫茶サロンなどを開設して、要するにこういうふうなサービスをしますよという、サービスに足を運ばないけども気楽に、要するに自分で楽しめるような体制での呼び込みをしていると。これが大変成功しているということでございます。

それから 3 点目は、介護保険を卒業しても不安がないように、地域支援事業を介護保険卒業者の受け皿にするなど、多種多様な卒業先を用意し、高齢者に卒業してもまた居場所があるという

安心感を与え、総合的で切れ目ないサービスを提供していることが上げられるそうでございます。

介護給付費が下がれば、町の負担も少なくなります。介護保険料も安くなります。本町でも基本チェックリストをやって要支援者等の把握をしたり、または健康教室、サロン事業など組み込まれておりますけれども、高齢者の方々が安心・安全で生活が送れるような、そういう芦屋町を目指して頑張っていたきたいと思っております。ちょっと事例までを御紹介させていただきます。

最後になりますけれども、芦屋町のこの「あしやで暮らす 芦屋町定住支援ガイドブック」、このガイドブックを見ますと、中身はどちらかと言いますと、子供たちの事業というかな、補助事業が大変多い。通学費補助、新婚、出産、子育て。そういうような事業名がよく載っております。高齢者に対する補助が見受けられません。高齢者はどちらかという、節目の敬老祝い金、敬老会、それから巡回バス、それから老人憩の家などをやっていますけれども、特段その補助金的なものが今のところないような状況でございます。国は毎年 5.6%伸びる介護事業費を 3~4%に抑えようとしています。そうしますと、当然、財源不足は生じ、利用者の負担増につながるということが考えられます。ここで町長にお尋ねしますが、この定住策の一貫として、介護給付の自己負担分の軽減なり、助成をする検討をしていたければと思っておりますが、よろしく願いいたします。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

これは、議員も御存知のように、消費税の関係です、年金、介護、2%、8%、10%にして、2%を介護と年金に充てるという、これ国の施策。4党とも合意しておるわけですので、当然、これを財源にしてですね、今、消費税8%のままで、今、内海議員が言われたような高齢者がどんどんふえてくるということで、財源に充てようということでございますので。今、町単独でその部分にメスを入れるということはいかなるものかなというふうに私は考えておりますし、国の動向を見据えてですね、これは非常に大事な問題でございますので、国の施策に大いに左右されてくるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 4番 内海 猛年君

確かに芦屋町単独でというのはなかなか難しいし、近隣の状況を見ながらということになるろうかと思っておりますけれども、どちらにしても介護に関する費用は大変高くなっております。

平成 28 年第 3 回定例会（内海猛年議員一般質問）

私も昨年 65 歳を迎えまして、今までは保険料で払っていたものが、介護保険料ということでびっくりするくらい高くなっております。当然、これに介護のまたサービス等が入ってくれば高額になるかと思っておりますので、少しでも住民の方々が安心して生活できるような体制づくりが必要だと思っておりますし、町のほうで何か手だてができれば、考えていただければと思っております。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長 小田 武人君

以上で、内海議員の一般質問は終わりました。